

令和6年第6回 霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和6年6月28日(金) 13時40分
出席農業委員 (19名)	1番 有村 祐亮 2番 岡村 勝敏 3番 鎌田 陽一 (会長職務代理者) 4番 中園 真一 5番 上原 雄二 6番 清水 和子 7番 尾谷 光幸 8番 長崎 恵里子 9番 笹峯 久雄 10番 常盤 信一 11番 二月田 努 12番 竹ノ内 裕子 13番 中村 優志 14番 相良 悟 15番 肥後 亮子 16番 東鶴 昭雄 17番 山之内 悟 18番 今村 浩一 19番 槐島 睦夫 (会長)
欠席委員 (0名)	
事務局 振興農地グループ	事務局長 池田 康一郎 グループ長 秋窪 貴洋 サブリーダー 横山 伸一 サブリーダー 剥岩 泰三 主 査 森重 建吾 主任主事 富田 真宏 主 事 福迫 和真
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1 「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転)及び農用地利用集積等促進計画(中間管理権設定)の意見決定」について 2 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 3 「農業振興地域整備計画の一部変更(除外・編入・用途区分変更)申出の意見決定」について 4 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 5 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

開 会 午後13時40分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	それでは令和6年第6回霧島市農業委員会定例総会を開催いたします。 まず、本日の出席農業委員は19名です。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりです。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いいたします。事務局。
事務局	[事務局より議案の修正等を報告]
議長(会長)	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員を議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしとのことですので、本日の議事録署名委員は5番委員と6番委員の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長等が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	それでは議事に入ります。

△ 議案第1号 「農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の意見決定」について

議長（会長）	議案第1号「農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の意見決定」について議題といたします。今月は、所有権移転6件、利用権設定82件の合計88件、加えて、中間管理権設11件について、市長より意見を求められております。また、農地法第18条第6項の解約通知が11件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、事務局へ一括し報告を求めることとします。
事務局	議案第1号「農用地利用集積計画（案）及び農用地利用集積等促進計画（案）の意見決定」について報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会において、基盤強化法の所有権移転6件、筆数13筆、面積17,162㎡。利用権設定82件、筆数137筆、面積192,286㎡。農地中間管理事業の推進に関する法律の中間管理権設定11件、36筆、32,703㎡。このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、要件を満たしており、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第1号「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）及び農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は、承認することに決定し、その旨市長に答申いたします。

△ 議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が20件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。まず、横川1を4番委員。
4番委員	2号1番。申請地は下万膳公民館の北西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権を設定されていない。受人の**さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園2を5番委員。
5番委員	2号2番。申請地は牧園アリーナの南に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、霧島3を6番委員。

6 番委員	2号3番。申請地は野上自治公民館の南西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長(会長)	次に、国分5を10番委員。
10 番委員	2号5番。申請地は牧神自治公民館の南に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長(会長)	次に、隼人6、7を12番委員。
12 番委員	2号6番。国分重久は10番委員に現地調査を依頼しました。申請地は西光寺5筆が糸走地区共同利用施設の南西、国分重久が牧内公民館の南、溝辺崎森は下桑ノ丸公民館の東にそれぞれ位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権を設定されていない。受人の**さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 2号7番。申請地は津曲公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作すると認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長(会長)	同じく、隼人8から12までを13番委員。
13 番委員	2号8番から12番までをします。 2号8番。申請地は里中・下公民館の北西にそれぞれ位置し、現況は畑と不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 2番9号。申請地は隼人西インターチェンジの南に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 2番10号。申請地は小野小学校の南東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 2番11号と12号は受人が同一なので併せて報告します。申請地は隼人東インターチェンジの北東及び東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められ

	<p>る。取得後において農地のすべてを効率的に利用し、耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長(会長)	次に、溝辺 13 を 1 番委員。
1 番委員	<p>2 号 13 番。申請地は寺蔵公民館の西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長(会長)	次に、溝辺 14 から 16 までを 11 番委員。
11 番委員	<p>2 号 14 番。申請地は石井口公民館の南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>2 号 15 番、16 番は受人が同一であるので一括報告します。申請地は三縄地区自治公民館の北と北西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長(会長)	次に、溝辺 17 を 14 番委員。
14 番委員	<p>2 号 17 番。申請地は石峯自治公民館の西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長(会長)	次に、横川 18 を 16 番委員。
16 番委員	<p>2 号 18 番。申請地は正牟田活性化センターの南東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長(会長)	次に、牧園 19、20 を 8 番委員。
8 番委員	<p>2 号 19 番。申請地は持松小学校の南西と西に位置し、現況は田と畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>2 号 20 番。申請地は持松2区自治公民館の東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を</p>

	行くと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長(会長)	次に、福山21を19番に代わり15番委員。
15番委員	2号21番。申請地は牧之原小学校の南東に位置し、現況は畑で一部柿、栗が植えてある。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
19番委員	補足します。本土地は、通作路がなく見える畑であるが、西の宅地と一体で売買するため、通作路は確保できている。畑部分は、果樹を伐根し畑とするとのこと。購入者は近隣に居住する祖父の支援を受け、農業を行うとのことと許可相当の案件としました。以上。
議長(会長)	調査員からの報告が終わりましたが、ご意見、ご質疑等がございますか。
14番委員	はい。
議長(会長)	14番委員。
14番委員	2号17番を報告しましたが、先日の推進会でいろいろ意見があり、事務局も検討いただいたかもしれませんが、受人の**さんは年齢68歳で茶工場の2代目です。今回、家の周辺農地を買ってほしいと申請があったわけです。もともと墓地であった農地でした。農業歴50年であるが起農計画書を提出していただきたいとのことでありましたが、農業のベテランでありますので、今後、書類の省略を検討いただきたいとのことでした。
議長(会長)	本件については耕作面積が0からということになりますので、事務局と話をしながら今後詰めていきたいと思いますがよろしいですか。 他にございませんか。
9番委員	はい。
議長(会長)	9番委員。
9番委員	今の件で、本人さんは法人の取締役をしていたりしますので良いのではないかと思う。
議長(会長)	県とも協議しながら返事をしますので、事務局よろしいか。 ご意見、ご質疑等は何かございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長(会長)	ご質疑等ないので、質疑を終了します。お諮りいたします。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長(会長)	全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定いたしました。

△ 議案第3号 「農業振興地域整備計画の一部変更（除外・編入・用途区分変更）申出の意見決定」について

議長(会長)	次に、議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（除外・編入・用途区分変更）申出の意見決定」について議題とします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の除外6件、編入1件、用途変更2件について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。なお、溝辺6につきましては、議事参与となりますので、別途審議いたします。 それでは、調査委員の報告を求めます。まず除外国分1、2を4番委員。
--------	---

4 番委員	<p>3号1番。申出地は国分シビックセンターの南西に位置し、現況はビニールハウス及び駐車場である。除外目的はビニールハウスと駐車場で既に実施済み。令和4年1月7日に5条許可によりビニールハウス、駐車場に転用済みである。用途区分変更も承認済みである。申出は除外に係る5つの要件を満たしており、除外はやむを得ないと思われる。</p> <p>3号2番。申出地は国分北小学校の北に位置し、現況は田である。除外目的は建売住宅7棟及び通路にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用は可能な土地であると思われる。申出は除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく国分3、4を5番委員。
5 番委員	<p>3号3番。申出地は国分南中学校の北西に位置し、現況は不耕作地である。除外目的は一般住宅1棟にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地と思われる。以上のような理由で、除外はやむを得ないと思われる。</p> <p>3号4番。申出地は国分南中学校の南東に位置し、現況は不耕作地である。除外目的は共同住宅1棟にするものである。また、申出地は第1種農地集落接続施設に該当するものと思われ、転用が可能なみこみのある土地であると思われる。以上の理由から除外はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に編入横川1を16番委員。
16 番委員	3号1番。申出地は野坂公民館の北西に位置し、現況は畑である。編入目的は農地として有効に利用したいため農地に編入するものである。申出地を編入することは問題ないと思われる。以上です。
議長（会長）	一つ戻り、除外隼人5を6番委員。
6 番委員	3号5番。申出地は県営隼人団地の西に位置し、現況は不耕作地である。除外目的は建売住宅2棟にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第2種農地の市街地近接農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地と思われる。申出は除外に係る5つの要件を満たしているため除外はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に用途区分変更に入ります。国分1を17番委員。
17 番委員	3号1番。申出地は上井多目的施設の南西に位置し、現況は田である。用途区分変更目的は農作業用倉庫1棟、駐車場、通路にするものである。また、周囲農地の用水路及び排水路は確保されている。申出地は、用途区分変更をすることで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微なものであると思われ、用途区分変更はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に福山2を15番委員。
15 番委員	3号2番。申出地は福山町福沢堀之頭公民館の南西に位置し、現況は造成済みである。用途区分変更目的は農業用施設を建設するものである。また、周囲農地の用水路及び排水路は確保されている。申出地は、用途区分変更をすることで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微なものであると思われ、用途区分変更はやむを得ないと思われる。令和5年11月頃、既に造成工事に着手してしまった旨始末書が添付されており、許可条件付きの工作物設置許可書が発布されています。以上です。
議長（会長）	只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等何かございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」についての溝辺6以外を「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

	[全員挙手]
議長（会長）	はい。全員賛成であります。よって、本案件は承認することに決定し、その旨を市長に答申いたします。次に、溝辺6を審議いたしますので、11番委員は退席をお願いします。
	[11番委員 退席]
議長（会長）	それでは、調査委員の報告を求めます。 では、溝辺6を6番員。
6番委員	3号6番。申出地は極楽公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。除外目的は農家住宅1棟にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第1種農地の集落接続施設に該当すると思われる、転用が可能な農地であると思われる。当申出は除外に係る5つの要件を満たしており、除外はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	調査員からの報告が終了しましたが、ご意見、ご質疑等は何かございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」についての溝辺6につきましては、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は「承認」することに決定し、先の承認分と併せ市長に答申することといたします。ここで、11番委員の退席を解きます。11番委員は着席をお願いします。
	[11番委員 着席]
議長（会長）	11番委員に報告いたします。溝辺6につきましては、「承認」することに決定いたしました。

△ 議案第4号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が2件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、国分1を10番委員。
10番委員	4号1番。申請地は玄亀庵公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。年月日不詳、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、駐車場を整備するものであり、計画も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人2を12番委員。
12番委員	4号2番。申請地は嘉例川駅の東に位置し、現況は転用済みである。なお、平成9年頃造成してしまったと始末書が添付されている。農地区分は第3種農地の300m以内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟、倉庫1棟、山林とするものである。また、隣接宅地の356.03㎡を一体利用するもので、全体計画面積は1,020.30㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	只今の報告につきまして、何かご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定をいたします。

△ 議案第5号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について議題といたします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が18件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。なお、溝辺16につきましては、議事参与となりますので、別途審議いたします。それでは、調査委員の報告を求めます。 まず、国分1、隼人2を4番委員。
4番委員	5号1番。申請地は下井地区公民館の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅2棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われず。 5号2番。申請地は上野公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第1種農地の既存施設の拡張に該当すると思われる。転用目的は管理棟兼検査棟1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われず。以上です。
議長（会長）	次に溝辺3、4を5番委員。
5番委員	5号3番。申請地は中園公民館の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は第2種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は店舗1棟、倉庫1棟、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われず。 5号4番。申請地は市営住宅原村団地の南に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われず。以上です。
議長（会長）	同じく溝辺5、牧園6を6番委員。
6番委員	5号5番。申請地は下桑ノ丸公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。なお、平成27年度頃資材置場と駐車場にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は資材置場、駐車場にするものであり、既に実行済みである。また、隣接する宅地482.49㎡を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は2,287.99㎡である。隣接については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われず。 5号6番。申請地は坂下公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当するものと思われる。また、転用目的は茶工場1棟、資材置

	<p>場、駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に国分7から11を10番委員。
10番委員	<p>5号7番から11番を報告します。</p> <p>5号7番。申請地は新清水団地の東に位置し、現況は田である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は貸駐車場及び通路を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5号8番。申請地は国分北小学校の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲1区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実であると思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5号9番。申請地は国分北小学校の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲4区画及び通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実であると思われる。また、隣接する宅地 932.82 m<sup>2</sup>を一体利用するもので、また、その同意は得られている。全体計画面積は1,435.82 m<sup>2</sup>である。隣接にxについては、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5号10番。申請地は国分北小学校の西に位置し、現況は田である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実であると思われる。また、隣接する公衆用道路 6.36 m<sup>2</sup>を一体利用するものであり、その同意は得られている。全体計画面積は 677.36 m<sup>2</sup>である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5号11番。申請地は市営新清水団地の西に位置し、現況は田である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅2棟及び進入路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実であると思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく国分12を18番委員。
18番委員	<p>5号12番。申請地は市営名波ハイタウンの北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲1区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実であると思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に隼人13を5番委員。
5番委員	<p>5号13番。申請地は市営姫城団地の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地 507.92 m<sup>2</sup>を</p>

	<p>一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は 1,321.92 m<sup>2</sup>である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>同じく隼人 14 を 13 番委員。</p>
13 番委員	<p>5 号 14 番。申請地は里上公民館の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>同じく溝辺 15 を 9 番委員。</p>
9 番委員	<p>5 号 15 番。申請地は県営空港南タウンの南西に位置し、現況は畑である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は通路にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する雑種地 93 m<sup>2</sup>を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は 322 m<sup>2</sup>である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に溝辺 17 から 18 を 14 番委員。</p>
14 番委員	<p>5 号 17 番と 18 番を報告します。</p> <p>5 号 17 番。申請地は麓原地区自治公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は倉庫 1 棟と駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5 号 18 番。申請地は玉利地区自治公民館の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟、進入道路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等ございませんか。</p>
	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長（会長）	<p>それではご質疑等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」についての溝辺 16 を除く、議案について「許可」とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>〔全員挙手〕</p>
議長（会長）	<p>全員賛成です。よって本案件は、溝辺 16 を除き「許可」とすることに決定いたしました。つきましては、7 月 5 日開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取をいたします。それでは次に、溝辺 16 を審議いたしますので、11 番委員は退席をお願いします。</p>
	<p>〔11 番委員 退席〕</p>
議長（会長）	<p>それでは、調査委員の報告を求めます。</p>

	では、溝辺 16 を 14 番員
14 番委員	5 号 16 番。申出地は宮川内公民館の北に位置し、現況は畑で、果樹園跡地である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上です。
議長（会長）	只今の報告につきまして、何かご意見、ご質疑等は何かございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」についての溝辺 16 について「許可」とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は「許可」することに決定することに決定しました。ここで、11 番委員の退席を解きますので、着席をお願いします。
	〔11 番委員 着席〕
議長（会長）	11 番委員に報告いたします。溝辺 16 につきましては、「許可」することに決定いたしました。以上で令和 6 年第 6 回定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了しましたが、次に、「その他」はありますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	以上で令和 6 年第 6 回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。 なお、梅雨時期でもありまして、農地の被害等が確認されることもあります。天候に十分注意されながら農地パトロール等は実施してください。 それでは本日、これで散会いたします。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。

閉会 午後 14 時 40 分

5 番 \_\_\_\_\_

6 番 \_\_\_\_\_

19 番 \_\_\_\_\_